

平成 29 年度 (2017 年度) 事業報告

I マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」という）における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 マ・シ海峡航行援助施設基金への資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund）に、2009年から2013年までは各年度50万米ドルを、2014年は30万米ドルを、2015年から2017年は、基金積立額等を総合的に勘案し10万米ドルの拠出を行った。

拠出金は、日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力によるものである。

2 マ・シ海峡航行援助施設基金委員会（以下「基金委員会」という）関係業務

基金委員会の正式メンバーである当協議会は、年2回開催される本委員会に出席し、基金の使途に関わるマ・シ海峡における沿岸3国の航行援助施設更新・維持管理事業計画と予算計画の承認、同事業報告と決算報告の承認、会計監査報告の確認を行っている。

当協議会からは、基金への拠出額を表明するとともに、当協議会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

その他、マ・シ海峡における航行援助施設の更新・維持管理業務が円滑に実施されるよう意見の具申・交換等を行うとともに、必要な情報収集を行っている。

平成29年度に開催された基金委員会は下記のとおりである。

*第18回基金委員会

2017年4月11日～12日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事、角事務局長、当協議会の一員として日本船主協会海務部長、日本航路標識協会国際業務部長が出席。

*第19回基金委員会

2017年9月14日～15日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事、角事務局長等、当協議会の一員として日本船主協会海務部長らが出席。

なお、第19回基金委員会においては、当協議会が基金委員会から委託されたバツベルハンティ・ブイ対策調査結果の報告も行い、その勧告を踏まえ今後は管理国であるインドネシアが改善対応を検討することとなった。

3 基金委員会から委託された航行援助施設維持管理業務に関する監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理業務に関する経験と能力を評価され、基金委員会より航行援助施設の維持管理に関する業務監査機関として指定されている。

沿岸国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務に当協議会職員を派遣して実際の現場での維持管理作業の立ち会い確認を行い、その履行状況と改善点意見等を業務監査報告書として纏め、4月と9月の基金委員会に提出している。

本事業年度のマレーシア、インドネシア及びシンガポールにおける航行援助施設維持管理業務の監査を佐々木技術アドバイザー及び菅田課長補佐が次の通り行った。

- (1) マレーシアが管理する航行援助施設 18 基の点検作業立合い監査
第 1 回目 2017 年 4 月 14 日～4 月 23 日
第 2 回目 2017 年 10 月 10 日～10 月 19 日
- (2) インドネシアが管理する航行援助施設 28 基の点検作業立合い監査
第 1 回目 2017 年 5 月 12 日～6 月 4 日
第 2 回目 2017 年 11 月 3 日～11 月 27 日
- (3) シンガポールが管理する航行援助施設 3 基の点検作業立合い監査
2017 年 7 月 18 日～7 月 21 日
(佐々木技術アドバイザーのみ参加)

なお、これまでシンガポールが維持管理する 5 基の航行援助施設は、同国政府の独自費用で維持管理業務を行っていることから業務監査の対象とはなっていなかったが、基金委員会での合意に基づき本事業年度から可能な範囲で業務監査を行うこととなり、3 基の航行援助施設につき初めて業務監査を行った。

II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国を行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、当協議会は、上記 I. 3 のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う佐々木技術アドバイザーと当協議会職員である菅田課長補佐に加え、民間会社の技術専門職員を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

(1) 協力メカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、沿岸3国が交替で主催している。

2017年は次の日程でマレーシアのコタキナバルで開催された。

* 第10回協力フォーラム (CF: Cooperation Forum)

開催日：2017年10月2日～3日

当協議会出席者：宮崎理事長、加藤専務理事、菅田課長補佐、当協議会の一員として日本船主協会海務部長、日本航路標識協会部長

当協議会関係内容：宮崎理事長による共同水路測量覚書署名
加藤専務による当協議会活動内容報告。
日本船主協会海務部長によるプロジェクト13中間報告。

* 第10回プロジェクト調整委員会 (PCC: Project Coordination Committee)

開催日：2017年10月4日

当協議会出席者：加藤専務理事、当協議会の一員として日本船主協会海務部長、日本航路標識協会部長

当協議会関係内容：プロジェクト13関係の調整。

* 第42回沿岸3国技術専門家会合 (TTEG: Tripartite Technical Experts Group meeting。局長クラスの会合)

開催日：2017年10月5日～6日

当協議会参加者：加藤専務理事、当協議会の一員として日本船主協会海務部長、日本航路標識協会部長

当協議会関係内容：TTEGには、従来から当協議会のみがオブザーバー参加を認められている。情報収集等。

(2) 油濁防除回転基金委員会

1981年に当協議会と沿岸3国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故により油が流出した際の回収等初期費用に必要な当座の費用支弁を助けるために設けられた油濁防除回転基金の管理を行う第36回油濁防除回転基金委員会 (Revolving Fund Committee) が、2017年9月18日にマレーシアのジュホール州フォレストシティーで開催され、

加藤専務理事が出席した。

同回転基金は、当協議会から4億円の資金を拠出（日本財団3億円、日本船主協会5000万円、日本石油連盟5000万円、当時の為替レート1ドル役220円で計算すると、約180万ドル）して設立し、沿岸国に管理を委ねたものであり、毎年開催される回転基金委員会には当協議会にのみオブザーバーとしての参加要請が来ている。

回転基金設立の背景には、1975年のマラッカ海峡における祥和丸座礁事故による3000トンの原油流出海洋環境汚染があり、この時の沿岸国からの日本に対する航行規制に繋がりがかねない厳しい姿勢が示されたことがある。

現在も回転基金の運用益で油濁防除に関わる人材育成等の事業を行っており、第36回委員会においては2018年の事業計画・予算の審議が行なわれ、当協議会からもその用途について適宜意見を述べた。

Ⅲ マ・シ海峡における水路測量事業

1. フェーズ1水路測量

マ・シ海峡は、強潮流に起因するサンドウエーブの移動により水深が変化することが確認されている。前回水路測量時（1996～1998年）から15年以上を経て、新たに大型船舶航行上危険地点として認識された海域に対し最新技術であるマルチビーム測量方式による水路測量を実施するため、沿岸3国から当協議会に対し共同水路測量参加協力の要請がなされた。

本水路測量事業は2段階に分かれ、フェーズ1事業として緊急に測量する必要がある分離通航帯（TSS: Traffic Separation Scheme）内の5海域を2015年～2016年に行っている。

そして2017年～2020年にかけてフェーズ2事業として、その他のTSS内の水深30m以浅の部分を対象に同様の方式で測量し、最新の電子海図として更新を図ろうとするものである。

フェーズ1事業に関しては、日本側は当協議会を通じて資金協力32万ドル及び測量船への技術者の派遣の技術協力を行い、2016年3月までに実質測量は終了し、その成果は2016年11月に新たな電子海図（MSS-ENC）として発行された。

2. フェーズ2水路測量

フェーズ2事業では、TSSの実質3分の1の面積に当たる広大な海域を測量するものであり、日本政府としても昨今の国際情勢とシーレーンの安全確保の観点から日本として協力すべき重要なプロジェクトとして位置づけた。

マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広く ASEAN 各国の経済にも資するとの認識であることから、日本 ASEAN 統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）を活用して協力を行う方針を固め、当協議会が実質的な調整・管理進捗を行うこととなった。

このため加藤専務理事他が国土交通省海事局外航課、日本水路協会とともに各種会議に参加し、沿岸 3 国との調整・根回しを経て、2016 年 6 月に ASEAN 事務局が、7 月に外務省が JAIF 事業として承認した。

これを受けて当協議会は測量を担当する日本事業者を公募して推薦事業者を決定し、改めて沿岸 3 国との第 6 回水路測量技術ワーキンググループ会議を経て、第 41 回 TTEG で正式に朝日航洋株式会社が沿岸国の海域を測量する事業者として承認された。

2017 年 1 月には第 1 回作業管理委員会がマレーシアのペナンで開催され、当初は 2017 年夏ごろからの測量が計画されたが、その後 3 国間の領海に絡む調整作業が難航し、結果的に MOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）の署名が 2017 年 10 月にずれ込んだことにより、実際の測量作業開始が大幅に遅れることとなった。

2017 年度はこの調整交渉のため、次の会議を行った。

(1) 第 33 回 ASEAN 海上交通ワーキンググループ会議

4 月 3 日～6 日 於：マニラ、加藤専務

(2) 日 ASEAN 次官級交通政策会合

7 月 3 日～5 日 於：京都、加藤専務、角事務局長

(3) 第 6 回水路測量技術ワーキンググループ会議

7 月 11 日～14 日 於：シンガポール、加藤専務

(4) マレーシアとの個別協議

8 月 27 日～30 日 於：ポートクラン、角事務局長

(5) インドネシアとの個別協議

9 月 6 日～9 日 於：ジャカルタ、加藤専務

(6) 沿岸 3 国との了解覚書署名式典

10 月 2 日 於：コタキナバル、宮崎理事長、加藤専務、菅田課長補佐

(7) インドネシア、マレーシア、シンガポールでの関係当局との国内手続き協議及び沿岸 3 国日本大使館との打ち合わせ

10 月 22 日～28 日 於：ジャカルタ、ポートクラン、シンガポール、加藤専務

(8) インドネシア、マレーシアの船主協会とのカボタージュ関係協議

11月12日～16日 於：ジャカルタ、プトラジャヤ、角事務局長
(9) 第2回作業管理委員会

12月15日～16日 於：シンガポール、加藤専務、角事務局長
(10) 臨時作業管理委員会

2018年1月22日～24日 於：シンガポール、角事務局長、菅田課長補佐

これらの調整と準備を経て、2018年3月5日から海上での測量作業を開始した。最初の測量をシンガポール領海で行うため、同日シンガポール海事港湾庁専用棧橋で、シンガポール海事港湾庁関係者、国土交通省海事局調整官、在シンガポール日本大使館書記官、朝日航洋株式会社幹部、当協議会の佐々木技術アドバイザーの立会いの下、測量船出航式が行われた。

シンガポール領海の測量は順調に行われ、1週間で終了した。

引き続き測量対象海域となるマレーシア領海の測量開始に当たり、2018年3月12日にジョホール州にあるマレーシア運輸省海事局専用棧橋で、出航式が行われた。出航式においては、日本側を代表して日本水路協会の伊藤アドバイザーが挨拶を行った。マレーシア領海の測量作業は現在も続いている。

IV マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、マレーシア政府との協議を踏まえ、近い将来更新を要するプラウ・ムンギン灯標とパンジャン・ウタラ灯標の代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を実施した。

当協議会は調査業務を受託した民間調査会社から業務の一部の委託を受け、各種調整・技術指導のために2018年1月14日～1月29日の間、マレーシアに当協議会の佐々木技術アドバイザーを派遣し協力した。

2 マ・シ海峡に関わる人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、2012年以降、ポートクラン（マレーシア）で沿岸3国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。

同事業の各種調整及び講義講師のために、2018年2月20日～3月10日の間、マレーシアに佐々木技術アドバイザーを派遣し、協力した。

3 日本船主協会要望への対応

日本船主協会から要望され、2015年10月のTTEGで「海峡プロジェクト13」として承認された調査研究実施のため、同調査研究を請け負うコンサル業者と頻繁に会議を行い、報告書をまとめ、2017年10月の第10回協カフォーラム及び第10回PCCにおいて報告を行い、今後の進め方について共同推進国のシンガポールと意見交換を行った。

4 バツベルハンティ・ブイの調査研究

シンガポール海峡のバツベルハンティ・ブイは、シンガポール港入出港船舶、TSS内を東西に航行する船舶、さらにはシンガポールとバタム島を往来するフェリーが行きかう危険な水域の浅瀬に設置されている。

同ブイに関しては、通航船舶に接触され、破損、離礁、漂流する事故が頻繁に発生している。

その対策の必要性について、これまでも基金委員会で議論されてきたが、第17回基金委員会において対策のための調査研究を基金委員会事業として当協議会に委託された。

これを受け、当協議会は日本航路標識協会と連携して調査研究を行い、その結果を第19回基金委員会において報告し、了承を得た。

V 理事会・評議員会の開催

1 理事会

2017年度は、次の通り7回の理事会が開催された。

(1) 2017年度第1回理事会 2017年5月22日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学交友会館会議室

決議事項 2016年度事業報告及び決算報告、2017年度第1回評議員会招集の件

報告事項 第18回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況

出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席6名、監事1名出席

(2) 2017年度第2回理事会 2017年10月10日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないことを得た日を

もって、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 2017年度第3回理事会 2017年11月9日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないことを得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(4) 2017年度第4回理事会 2017年11月29日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第19回航行援助施設基金委員会、第10回協力フォーラム、第42回TTEG等及び第36回油濁防除回転基金委員会概要、共同水路測量事業状況、プロジェクト13の今後の方針

出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席6名、監事1名出席

(5) 2017年度第5回理事会 2018年2月2日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(6) 2017年度第6回理事会 2018年3月13日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(7) 2017年度第7回理事会 2018年3月26日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2016年度決算の訂正、2018年度事業計画及び収支予算、規程の整備

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、共同水路測量事業状況、プロジェクト13の進捗状況、バツベルハンティ・ブイ衝突防止対策調査研究

出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席5名、監事1名出席

2 評議員会

2017年度は、次の通り5回の評議員会が開催された。

(1) 2017年度第1回評議員会 2017年6月9日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2016年度事業報告及び決算報告、評議員及び役員の選任

報告事項 第18回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況

出席等 決議に必要な出席評議員の数4名、出席4名、理事2名、監事1名出席

(2) 2017年度第2回評議員会 2017年10月23日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員及び役員の選任

出席等 提案書に対し、評議員7名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

(3) 2017年度第3回評議員会 2017年11月29日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

報告事項 第19回航行援助施設基金委員会等概要報告、第10回協力フォーラム、第42回TTEG等及び第36回油濁防除回転基金委員会概要、共同水路測量事業状況、プロジェクト13の今後の方針

出席等 決議に必要な出席評議員の数4名、出席5名、理事2名、監事1名出席

(4) 2017年度第4回評議員会 2018年2月13日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員の選任

出席等 提案書に対し、評議員7名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

(5) 2017年度第5回評議員会 2018年3月26日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2016年度決算の訂正、2018年度事業計画及び収支予算

報告事項 規程の整備、共同水路測量事業状況、プロジェクト13の進

渉状況、バツベルハンティ・ブイ衝突防止対策調査研究
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 6 名、理事 2 名、監
事 1 名出席

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項及び当協議会定款第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

(以上)